

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公開番号】特開2017-142819(P2017-142819A)

【公開日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2017-49928(P2017-49928)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/22 Z I T

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月18日(2017.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータ実行可能命令を包含する非一過性コンピュータ読み取り可能媒体であって、前記命令が、プロセッサによって実行されたときに、少なくとも、

ユーザの動きの結果としてセンサによって生成されたセンサ・データを取り込むことと、

前記取り込んだセンサ・データの少なくとも一部から前記ユーザの地理的位置および運動パフォーマンス測度を計算することと、

ユーザ・インターフェース上に表示するための、地勢上に重ねられる前記ユーザの地理的位置を含むマップ、および前記地理的位置まで前記ユーザによって取られたルートに対応するラインを生成することと、

前記ユーザ・インターフェース上における表示のために、前記ユーザの運動パフォーマンス測度対前記ユーザによって移動された距離のグラフを伴う二次的なウィンドウを生成することと、を実行するべく構成され、

前記ラインが1つまたは複数のセクションに分割され、前記1つまたは複数のセクションから選択されたセクションが、前記選択されたセクションに対応する地理的位置における前記運動パフォーマンス測度の値に基づいて着色される、

非一過性コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項2】

前記ラインの前記1つまたは複数のセクションから選択された前記セクションは、前記運動パフォーマンス測度の前記値と前記運動パフォーマンス測度の以前の値の比較に基づいて着色される、請求項1に記載の非一過性コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項3】

前記運動パフォーマンス測度の前記値は、前記ユーザによって取られた前記ルートに対応する前記ラインの以前のセクションについての前記運動パフォーマンス測度の以前の値と比較される、請求項2に記載の非一過性コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項4】

前記運動パフォーマンス測度の前記値は、前記ユーザによって取られた前記ルートに対応する前記ラインの同一のセクションについて記録された前記運動パフォーマンス測度の以前の値と比較される、請求項3に記載の非一過性コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 5】

前記運動パフォーマンス測度は、ペース、速度、心拍数、および燃焼カロリーからなるグループから選択される、請求項2に記載の非一過性コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項 6】

装置であって、
プロセッサと、
ユーザに対してグラフィック情報を表示するべく構成されたユーザ・インターフェースと、

コンピュータ実行可能命令を包含する非一過性コンピュータ読み取り可能媒体とを含み、前記命令が、プロセッサによって実行されたときに、少なくとも、

ユーザの動きの結果として第1のセンサ・デバイスによって生成された第1のセットのセンサ・データを取り込むこと、

前記取り込んだ第1のセットのセンサ・データの少なくとも一部から前記ユーザの地理的位置における変化および前記ユーザの運動パフォーマンス測度を計算すること、

前記計算された地理的位置における変化と前記ユーザのためのしきい値を比較し、前記計算された値が前記ユーザのための身体的能力の範囲外であるとの決定に応答して第2のセンサ・デバイスを選択し、前記第2のセンサ・デバイスから第2のセットのセンサ・データを取り込むこと、

ユーザ・インターフェース上に表示するための、地勢上に重ねられる前記ユーザの地理的位置を含むマップ、および前記第2のセットのセンサ・データから計算された前記地理的位置まで前記ユーザによって取られたルートに対応するラインを生成すること、を実行し、

前記ラインが1つまたは複数のセクションであって、前記マップ上のそれぞれのセクションに対応する地理的位置における前記運動パフォーマンス測度の値に基づいて着色されるセクションに分割される、

装置。

【請求項 7】

前記第1のセンサ・デバイスは、GPSセンサを含み、前記第2のセンサ・デバイスは、携帯電話三角測量を使用して前記ユーザの地理的位置の計算に利用される携帯電話アンテナを含む、請求項6に記載の装置。

【請求項 8】

前記運動パフォーマンス測度は、ペース、速度、心拍数、および燃焼カロリーからなるグループから選択される、請求項6に記載の装置。